

中小企業支援施策情報

販路開拓やキャッシュレス化に係る費用の2/3を補助

令和6年度宮城県中小企業等再起支援事業補助金

エネルギー価格等の物価高騰の影響により厳しい経営状況におかれている中小企業・小規模事業者等が、早期の再起を図るために行う、「販路開拓」、「生産性向上」、「新商品・新役務の展開」、「売上原価の抑制」、「キャッシュレス化・新紙幣対応」の取り組みを支援する制度です。

補助対象者

1. 県内に本店、または住所を有する中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)
2. 県内に主たる事務所を有し、一定の要件を満たす特定非営利活動法人(NPO法人)

補助要件

- ①エネルギー価格等の物価高騰の影響により、下記(ア)～(ウ)のいずれかのとおり、売上高等が減少していること。

【売上高等が30パーセント以上減少している場合】

(ア)原則として、2024年4月から2025年1月までの間のいずれか1か月間の「売上高」が、2019年1月から2024年1月までの同月比で30パーセント以上減少していること。

【売上営業利益率の減少】

(イ)法人の場合、申請日以前の直近決算期の「売上営業利益率」が対前期比で減少していること。
(ウ)個人事業主の場合、令和6年度分の「売上営業利益率」が対前年比で減少していること。

- ②エネルギー価格等の物価高騰の影響から再起を図るための販路開拓、生産性向上、新商品・新役務の展開、売上原価の抑制、キャッシュレス化・新紙幣対応の経営計画(様式第1号の2事業計画書)を策定していること。

対象事業

2024年4月1日以降に発注され、2025年2月28日までに納品、設置、支払い等が全て完了している以下1～5の取り組み

1. 販路開拓を図る取り組み
2. 生産性向上を図る取り組み
3. 新商品・新役務の展開を図る取り組み
4. 売上原価の抑制を図る取り組み
5. キャッシュレス化・新紙幣対応の取り組み

補助対象経費

1. 広報費、2. 展示会等出展費、3. 開発費、4. 機械装置等費、5. 外注費

補助額

補助率**2/3以内** 補助限度額**100万円**(下限額:10万円)

締め切り

2025年2月28日(金) ※郵送の場合は当日消印有効
※予算上限に達する見込みとなった場合には、期限前でも受け付けを終了する場合があります。

お問い合わせ

宮城県中小企業等再起支援事業補助金事務局

022-748-4923 ※受付時間:平日10:00~17:00

詳細は、令和6年度宮城県中小企業等再起支援補助金ホームページよりご確認ください。

URL: <https://miyagi-chusho-saiki.jp/r6/>



※掲載している内容は**1月28日時点**の情報です。
申請の際は、当所ホームページ等で最新情報をご確認ください。

経営に関することでお悩みの事業者の方は、
仙台商工会議所経営相談窓口までお問い合わせください。

☎ 経営支援グループ TEL 022-265-8127



お問い合わせフォーム